

決定住所 (Determining Residency)

投票登録するには、この人は当該州の居住者で必要し、彼らの有権者登録アプリケーションにはその状態を肯定し、他の要件を加えることです。

アプリケーションに記載されてる住宅はこの州に貴方が存在してる単なる理由ではなく、ハワイで自分の本籍を作る意図で所得した住宅であり、全ての義務が添付されます。

どのように表現するかを判断するには次のことを考慮する必要があります：

1. 人の本籍とは固定された場所で、人が不在になっても戻ってくるとの意図を与える居住です。
2. 対象の人は一つの本籍のみ持つことです。
3. 法の本籍を決定する為に、対象の人は配偶者から離れた別の独立なものです。
4. 選挙区内で合法滞在を取ってない人は現在恒久的な住居を確実する意図はありません；
5. 対象の人は家族と一箇所に住んでるし、別の所で事業を展開する場合、前者が該当人の居住地になります；しかし、家族がある人が家庭住所以外に永久住居を確立してそこを住居を残るつもりであれば、そこを法的居住者と認めます；
6. 単なる意図で新しい住宅を取得しましたが、物理的に存在してない場合、合法滞在は確立できないし、存在意思無しの単なる物理的な存在も本籍の確定はできません；
7. 人の単なる存在、米国又はこの州のサービスに採用される時の欠席、教育機関の学生、機関又は庇護への保持、刑務所への閉じ込めを理由に法的住居を獲得又は失うことはありません。
8. 米国軍隊の一員ではないし、該当メンバーの配偶者又はメンバーに扶養される人はこの州の単なる存在として法的居住者になり、単にこの州に駐留

してる理由により本籍を確実にするのは十分ではありません。但し、彼らが法的居住に関する要件を満たした場合、現役の軍人と彼らの扶養家族が全ての市民と同じにこの州で合法居住を主張するに妨げてはいけません。

9. 不在者投票又は自らの投票により他の州で選挙の投票が保持された場合、当該人はこの州の本籍を失います。

アプリケーションに記載された本籍が実際の法的居住かについて論争がある場合、郡書記は登録した理事会へのアピールにより最終の決意をします。

HRS §11-13 をご参照ください。

このファクトシート (FACTSHEET) は情報提供のみを目的とするものであり、ハワイ選挙法の権威として使用すべきではありません。要件および/または期限が変更される可能性があります。 **Hawaii Revised Statutes** (ハワイ改定法令) とより詳しい要件についてはほかの

選挙オフィス

802 Lehua Avenue

Pearl City (パールシティ), Hawaii (ハワイ) 96782

電話番号: (808) 453-VOTE (8683)

隣の島無料電話: 1-800-442-VOTE (8683)

TTY: (808) 453-6150